

福祉部

令和2年度 重点目標

- 1 社会福祉施設の今後の方向性の検討
- 2 共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実
- 3 地域包括ケアシステムの深化と地域福祉の推進に向けた取組
- 4 生活困窮者の自立に向けた支援の推進

重点目標	社会福祉施設の今後の方向性の検討		部局名	福祉部	優先順位	1位
総合計画における 位置付け	第4編 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり 第3節 高齢者が生き生きと安心して暮らせる仕組みづくり	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系			
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1)住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革 イ多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり (2)支える財政基盤の改革 エ受益と負担のあり方の見直し 公設のデイサービスセンターの今後のあり方の見直し		上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け	からだもこころも元気な健幸都市上田の実現		
現況・課題	現在ある社会福祉施設の老朽化、利用状況等を検証し、今後の施設の方向性を反映した個別施設計画を策定する必要があります。介護保険制度は、平成12年度に創設され、制度改正を行いながら高齢化社会の中で定着してきました。また上田市と丸子町、真田町、武石村が平成18年に合併し、10年以上が経過する中で地域の状況に応じて社会福祉施設の役割も変わってきています。これからの高齢者数、高齢化率の更なる進展や介護保険制度・障がい者支援制度の改正による共生型社会の推進、民間法人による基盤整備の状況等を勘案しながら、地域の高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう社会福祉施設の在り方を検討していくことが必要となっています。					
目的・効果	個別施設計画に基づいて施設の長寿命化事業や更新を進めることで、市民サービスの維持・向上を図ります。介護保険事業所（デイサービスセンター）については、介護保険制度の定着に伴い民間法人による施設整備が進む中で、市所有施設の検討を行い、民間法人への移行を図ります。					
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	(1) デイサービスセンター（管理運営方法の見直し） (2) つむぎの家（更新の方向性の検討） (3) 高齢者福祉センター（更新の方向性の検討） (4) ふれあい福祉センター（更新の方向性の検討、長寿命化事業の実施） (5) 点字図書館（更新の方向性の検討）	(1) 年度内 (2) 年度内 (3) 年度内 (4) 年度内 (5) 年度内	(1) 運営主体の決定、協議 (2) 建替えに向けた具体的な検討 (3) 方向性の検討 (4) 方向性の検討、長寿命化事業の実施 (5) 方向性の検討	(1) 武石デイ：運営を民間に移管するため9月議会に廃止条例を提出 他のデイ：指定管理更新の実施 (2) 指定管理者や医療機関及び圏域における「医療的ケア児等支援連携推進委員会」などと継続的な協議を実施。 (3) 他自治体の更新事例の確認 (4) 長寿命化事業について個別施設計画に位置付け、屋根防水工事、空調機器交換工事について予算措置。8月1日に着工。 (5) 個別施設計画を作成する中で、近隣施設との複合化や他の施設への機能移転など、庁内において方向性を検討するとともに、県や県身障協との協議を継続実施。	(1) 武石デイサービスは、令和3年度から運営を民間に移管することとし、関係機関と移管に向けた協議を実施(他のデイは方向性の検討を継続) (2) 指定管理者や医療機関と継続的な協議を実施 (3) 更新する場合の必要設備、交通手段の確保などについて検討 (4) 庁内関係課と調整検討 (5) 社会福祉法人設置施設として施設の公共マネジメントとは切り離し、更新は設置者との協議検討、運営事業受託の継続はその意義の庁内検討により調整、具体化することが適当と判断	
②						
③						
④						
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 地域住民や利用対象者を考慮した施設の在り方を検討していく。			○取組による効果・残された課題 ○武石デイサービスセンターについては、民間法人に運営を移管した。		

令和2年度 重点目標管理シート

重点目標	共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実		部局名	福祉部	優先順位	2位
総合計画における位置付け	第4編 健康・福祉 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第1節 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実		戦略 施策体系			
第三次上田市行政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	1 住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革 (ア) 移住・定住・交流人口を増やす体制の確立 障がい者の地域生活支援拠点の整備 3 市民満足度を向上させる人・組織の改革 (イ) 人材の確保・育成と職員の意識改革 障がいへの理解の促進		上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け	「つながり」と「多様性」を大切に市民総参加のまちづくり		
現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、障壁となるような施設や制度、慣習、文化などを除去し、障がいに対して個人や社会が一層の理解を深めていかなければならない。 急激な高齢化の進展は、障がいのある人とその介助者にとって重要な課題となっており、親戚後の生活の安定と医療的ケアの必要な障がいのある人への支援の充実が必要となっている。 障がいのある人の地域における自立と社会参加を更に推進するためには、働きたい意欲や技術を持った方が就労できるようにするための支援が求められている。 現行の第二次障がい者基本計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の最終年となることから、市民ニーズや昨年度までの状況を踏まえた新計画作成に向けた取り組みが求められている。 全ての市民が等しく意思疎通や情報取得できることを推進するために、手話や点字を含めた意思疎通や情報取得、又利用のための手段について具体的な施策が求められている。 					
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無に関わらず、全ての市民が住み慣れた地域で、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現につながる。 全ての市民が等しく意思疎通や情報取得等できることを推進することで、あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに安全安心に暮らすことにつながる。 					
取組項目及び方法・手段 (何をどのように)	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標 (どの水準まで)	中間報告 (目標に対する進捗状況・進捗度)	期末報告 (目標に対する達成状況・達成度)		
① ○手話言語関連条例の制定【新】 (1) 条例制定 (2) 職員への理解と啓発の推進 (3) 市民・事業者への理解と啓発の推進	(1) ~7月 (2) 通年 (3) 条例制定後 (7月~)	(1) 4月実施の市民意見募集 (パブリックコメント) も考慮し条例を制定 (2) 課内職員で毎日朝礼で手話講座の実施。徐々に部内、庁内へ拡大。 (3) 条例制定後、市民や事業者へ合理的配慮及び施策の協力を推進	(1) パブリックコメントの実施 (4/1~4/30、意見件数282件・34人)、昨年度に引き続き障害者施策審議会による審議 (5/31)、条例の公布・施行 (7/1)、通称名の決定 (7/31) 【条例通称：うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例】 (2) 課内にて朝礼当番による簡単な手話講座 (4月~毎日) (3) HPへの掲載 (7/1~)、わかりやすいチラシを作成し民生児童委員定例会による周知 (9月)、出前講座 (9/5)	(1) パブリックコメント実施 (4月、意見件数282件・34人)、障害者施策審議会 (5/31)、条例の公布・施行 (7/1)、通称名の決定 (7/31) 【条例通称：うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例】 (2) 課内朝礼時の簡単な手話講座 (4月~毎日)、福祉課朝礼時の手話講座を実施 (12月~毎週水曜) (3) HP掲載 (7/1~)、わかりやすいチラシを作成し民生児童委員定例会にて周知 (9月)、出前講座 (9/5、2/23、3/19、3/24)		
② ○第三次上田市障がい者基本計画、第6期上田市障がい福祉計画、第2期上田市障がい児福祉計画の策定【新】 (1) 障がい施策審議会での諮問、審議・検討、答申 (2) 国、県、上小圏域との整合性の確保	(1) 通年 (5~2月) (2) 通年 (5~2月)	(1) (2) 国、県、広域的な数値の整合性を図りながら、令和3年度より基本計画は6年、福祉計画は3年の計画を年度内に策定	(1) 障害者施策審議会の開催 (5月概要等の送付、コロナ禍により審議会は延期)、第1回審議会 (7/31諮問等)、第2回審議会 (9/29審議・検討) (2) 国・県の計画等情報収集 (随時)、国指針通知 (5/21)、圏域での検討会議 (5/22、6/25、7/22、8/20、9/24)	(1) 障害者施策審議会 (5月概要等の送付、審議会はコロナ禍により延期)、第1回 (7/31諮問等)、第2回 (9/29審議・検討)、第3回 (11/25提案検討審議)、第4回 (1/20最終審議)、答申 (1/22)、パブリックコメント実施 (12/1~1/4、意見件数27件・5人) (2) 国・県の計画等情報収集 (随時)、国指針通知 (5/21)、圏域での検討会議 (5/22、6/25、7/22、8/20、9/24、10/2、10/22、11/27、12/21、1/13、2/25)、関係団体等へ配布 (3月)、HP掲載 (3月)		
③ ○障がいへの理解と啓発 (1) 障がい福祉制度のしおりの活用【新】 (2) 職員研修による障がい理解の向上 (3) 障がいを理由とした差別等に対する相談等	(1) 通年 (2) 8月、10月 (3) 随時	(1) 新規手帳所持者、サービス利用車等へしおりを活用。 (2) 8月 (新任職員) 10月 (一般職員) (3) 合理的配慮の提供等について、適切・迅速な対応	(1) 障がい福祉制度のしおりの活用 (年度当初から新規手帳所持者やサービス利用 (希望) 者等、窓口にて制度説明実施) (2) 新任職員研修 (あいサポート研修、手話講座も同時実施) (8/28)、一般職員 (10/27AM、10/27PM、10/28AM) の3回、計120名を対象に実施予定 (3) 障がいを理由とした差別等に関する相談1件。事実確認し合理的配慮の提供等の説明・対応の依頼	(1) 障がい福祉制度のしおりの活用 (年度当初から窓口にて制度説明実施)、しおりの更新 (3月) (2) 新任職員研修 (あいサポート研修、手話講座も同時実施) (8/28)、一般職員 (県とのタイアップによる出前講座) (10/27、10/27、10/28) の3回、計123名参加 (3) 障がいを理由とした差別等に関する相談3件 (事実確認し合理的配慮の提供等の説明及び対応依頼)		
④ ○障がい特性に応じた支援体制の充実 (1) 地域生活支援拠点等の体制整備、促進 ・ 児童における通所施設利用の推進 ・ 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援 (2) 障がい者の権利擁護の推進 ・ 虐待事案に対して迅速・適切な支援 ・ 成年後見制度の利用促進と中核機関の検討	(1) 通年 (2) ・通年 ・年度内	(1) ・地域定着支援台帳整備 ・児童も利用できる仕組みを推進 ・圏域委員会による継続協議と在宅支援の体制整備 (2) ・随時、迅速な対応 ・圏域市町村、関係機関等による中核機関の協議	(1) 地域定着支援台帳の整備 (9/30現在201件) 緊急ショートステイ事業運営委員会の開催 (6/30、10/7、コロナ禍における各法人の対応や今後の支援体制協議) (2) ・障がい者虐待相談10件 (内3件を虐待認定し対応)、権利擁護委員会主催研修参加 (7/2)、県主催研修は今後実施予定 ・成年後見支援センター4市町村懇談会 (7/21、9/25、成年後見制度セミナー、後見人交流会、中核機関の設置協議)	(1) 地域定着支援台帳の整備 (3/31現在222件)、緊急ショートステイ事業運営委員会の開催 (6/30、10/7、2/2、コロナ禍における各法人の対応や令和3年度支援体制協議等)、児童の緊急宿泊の受入れ体制整備 (受入れ2名) (2) ・障がい者虐待相談16件 (内5件を虐待認定し対応)、権利擁護委員会主催研修参加 (7/2)、コロナ禍により県主催は資料送付による研修 (1/26) ・成年後見支援センター4市町村懇談会 (7/21、9/25、11/6、2/19、成年後見制度セミナー、後見人交流会、中核機関の設置協議)		

	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
⑤	<p>○障がいのある方の経済的な自立を支援</p> <p>(1) 優先調達推進方針の策定と調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内各課への協力依頼 ・ 関係団体、指定管理者・委託先等への協力依頼 <p>(2) 農福連携の推進</p>	<p>(1) 通年</p> <p>(2) 通年</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標調達額：10,000千円 ・ 市内販売等、目標額へ反映されない配慮の推進 <p>(2) 関係部署、団体等と連携し農福連携の推進</p>	<p>(1) 調達方針の作成（4月）、全庁的な取組依頼（4月）、市内事業所へのアンケート調査（7月）、HPの整備・掲載（9月）、事業所による庁舎内販売（4月～、10事業所）</p> <p>(2) 農政課及びJA等との協議（4回）、ブルーベリー農家の収穫作業マッチング（1事業所、7/26～8/18のうち8日間）、椀子ワイナリーでの継続実施（2事業所、ほ場視察2回）</p>	<p>(1) 調達額4,975,040円、調達方針作成及び全庁的な取組依頼（4月）、市内事業所アンケート調査（7月）、HPの整備・掲載（9月）、事業所による庁舎内販売（4月～2回10事業所）</p> <p>(2) 農政課及びJA等との協議（6回）、ブルーベリー農家の収穫作業マッチング（1事業所、7月～8月中に8日間）、椀子ワイナリーでの継続実施（2事業所、ほ場視察2回）、稲倉の棚田での農作業（脱穀作業補助・片付け）（2事業所、10/7～11/5）</p>
特記事項	<p>○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例」（案）の制定に伴い、市の責務を遂行するための具体的施策を行うとともに、市民や事業者への普及啓発を図ります。 ・ 地域生活支援拠点の運用に当たっては、関係機関等と連携を図り拡充・推進します。 ・ 障がい者の経済的な自立を支援するために、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達の協力を求めるとともに、市内販売や農福連携を推進します。 			<p>○取組による効果・残された課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例」の施行により、更なる障がいへの理解を含めた普及・啓発が必要。 ・ 地域生活支援拠点の充実や医療的ケア児支援の体制整備、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築等、今年度策定した計画の目標達成に向けた取り組み（医療や教育等関係課・関係機関との連携）が必要。 ・ 障がい者虐待通報の迅速対応に向け、虐待防止センター職員をはじめ、施設管理者・施設職員向けの研修が必要。 ・ 障害者就労施設等からの物品等の優先的調達は、継続して目標達成に向けた取組みを行っているが、直接的に反映されない市内販売やリサイクルネットワークの構築、農福連携など障がい者就労や工賃アップにつながる取組みも必要。 	

令和2年度 重点目標管理シート

重点目標	地域包括ケアシステムの深化と地域福祉の推進に向けた取組		部局名	福祉部	優先順位	3位
総合計画における位置付け	第4編 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり 第3節 高齢者が生き生きと安心して暮らせる仕組みづくり		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1)住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革 イ多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり (2)支える財政基盤の改革 工受益と負担のあり方の見直し 公設のデイサービスセンターの今後のあり方の見直し		上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け		からだも心も元気な健康都市上田の実現	
現況・課題	<p>上田市の介護保険事業は、住み慣れた地域において医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向け、団塊の世代（昭和22～24年に生まれた世代）が後期高齢者となる2025年（令和7年）も見据えた中長期的なサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策について計画した「第7期高齢者福祉総合計画」（平成30～令和2年度）に基づき実施しています。本年度は、第7期計画の最終年度となることから、昨年度までの状況を踏まえながら引き続き各事業を進めていくとともに、令和3年度から始まる第8期計画の策定に向けた取組が求められています。さらに、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、個々の高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防事業を一体的に実施する必要があります。（国保年金課・健康推進課と連携）また、急速な高齢化と平均寿命の伸展により、長い高齢期に自分の知識や経験を社会や地域に生かし、生きがいを持てるような支援、施策が必要となっています。</p>					
目的・効果	<p>高齢者に必要なサービスを一体的に提供し、介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることが出来るための環境整備を図るとともに、高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進し、いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる社会の実現を図ります。 そのために、①介護予防・日常生活支援総合事業による多様な生活支援の充実と介護予防の推進、②医療・介護連携の推進、③認知症施策の充実、④生活支援体制整備の推進、⑤高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり、⑥介護サービスの基盤整備、⑦地域包括支援センターの機能強化を基本的な視点として事業展開を図ります。 また、高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。</p>					
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○第8期高齢者福祉総合計画の策定【新】 (1)介護保険運営協議会への諮問 (2)介護保険運営協議会での審議（サービス見込量の推計。介護保険料の算定等） (3)介護保険運営協議会からの答申	(1)年度内（6月） (2)年度内（6月～1月） (3)年度内（1月）	令和3年度から令和5年度までの高齢者福祉計画・介護保険事業計画を一体化した高齢者福祉総合計画を策定。	(1)R2.8.21に諮問 (2)2回開催（うち1回は書面による） (3)来年1月予定	(1)R2.8.21に諮問 (2)計6回のうち、計画に係る審議は5回開催 (3)R3.2.31に答申	
②	○自立支援、介護予防・重症化防止の推進 (1)訪問型・通所型サービスBの推進・支援 (2)地域リハビリテーション（フレイル予防）の実施 (3)訪問型サービスDの推進【新】 (4)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【新】	(1)年度内 (2)年度内 (3)年度内 (4)年度内	(1)訪問3か所・通所5か所で実施 (2)165か所で実施 (3)2か所で実施 (4)通いの場（高齢者サロン等）40か所で実施	(1)通所1か所実施 (2)152か所中68か所で実施 (3)実施無し (4)4か所で実施	(1)通所2か所実施 (2)156か所中99か所で実施 (3)実施無し (4)6圏域7か所で実施	
③	○認知症施策の推進 (1)認知機能検査の導入・実施【新】 (2)認知症サポーターの養成	(1)年度内 (2)年度内	(1)市・全包括に導入。検査人数1,500人 (2)養成人数1,500人	(1)9.1より事業開始。9.20現在28件実施。高齢者介護課は毎週水曜日に相談室で、包括は訪問を中心に実施予定。 (2)53人	(1)検査数125件。訪問での検査は新型コロナの影響でほぼ実施できず。 (2)583人。（新型コロナの影響による講座開催回数の減少）	
④	○高齢者の生きがい対策と福祉サービスの充実 (1)地域サロン事業の推進 (2)認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入推進【新】 (3)敬老祝金支給事業の見直しと周知	(1)年度内 (2)年度内 (3)年度内	(1)新たに20か所開設 (2)加入者数300人 (3)条例改正並びに関係者及び市民への周知	(1)新規開設なし。 (2)保険内容を決定し、契約保険会社を選定中。 (3)改正案を検討し、民生児童委員協議会定例会で説明し、意見聴取を行った。	(1)新規開設なし。 (2)10/20保険加入。広報1月号で周知。3/31現在の加入者数103人。 (3)改正案を検討し、民生児童委員協議会定例会、高齢者クラブ連合会、自治会連合会等での意見聴取を経て、3月議会で条例改正を実施した。	
⑤	○生活支援体制整備の推進と地域包括支援センターの機能強化 (1)第2層協議体の開催 (2)生活支援コーディネーター活動への支援 (3)地域包括支援センターの事業評価・事業点検の実施	(1)年度内 (2)年度内 (3)年度内	(1)6回以上開催 (2)研修会2回開催、状況確認・助言指導各2回×10地区 (3)地域包括支援センター全10か所で実施	(1)未開催 (2)研修会1回開催 状況確認・助言指導1回×10地区 (3)事業評価・事業点検実施、今後地域包括支援センターへフィードバック及び介護保険運営協議会へ報告予定	(1)78回開催 (2)研修会2回開催 状況確認・助言指導2回×10地区 (3)事業評価・事業点検、各地域包括支援センターへのフィードバックを実施。国から届く事業評価結果集計票が遅れており、介護保険運営協議会へは未報告。	

	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
⑥	○介護サービスの円滑な提供体制の構築 (1)在宅医療・介護連携事業の推進 (2)介護施設の基盤整備 (3)介護人材確保に係る奨学金制度の周知	(1)年度内 (2)年度内 (3)年度内	(1)研修会の開催(1回)と医療機関・介護サービス事業所情報システムの利用促進（アクセス数・登録者数の増加） (2)事業所2か所の開設 (3)関係課との連携・説明会の開催、対応策の検討	(1)研修会は未開催、システム利用は増加（アクセス数月平均1,153件、登録事業所数227） (2)事業所2か所開設 (3)関係課と検討中	(1)研修会は未開催、システム利用（アクセス数2,219件→7,552件(対前年度比340.3%)、登録事業所数203→235（対前年度比115.7%）） (2)事業所2か所（グループホーム）開設 (3)新型コロナの影響により説明会未開催
⑦	○第三次地域福祉計画に基づく地域福祉の推進 (1)住民支え合いマップの維持管理とさらなる有効活用と定着	(1)年度内	(1)要介護者情報の未更新自治会への対応勧奨	(1)新規協定 2自治会、更新着手 19自治会。 新規導入や更新を希望する自治会に対し、制度内容、作業手順を説明し、制度の定着を図った。	(1)取組状況 ・4自治会で新たな協定を締結 ・79自治会で更新作業を実施
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 生活支援体制整備事業の推進により、単身世帯の増加、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、ボランティア、NPO、民間企業、各種団体など多様な主体が生活支援・介護予防の担い手となる仕組みづくりを進めます。			○取組による効果・残された課題 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、未実施や目標数値に達しない項目が多くあった。 ○「新しい生活様式」に対応した介護予防活動の推進が必要。	

令和2年度 重点目標管理シート

重点目標	生活困窮者の自立に向けた支援の推進		部局名	福祉部	優先順位	4位
総合計画における位置付け	第4編 健康・福祉ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第3節 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け			上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、核家族化や単身世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化などの社会情勢の変化により、社会的孤立やこれまでの福祉サービスでは対応できない制度のはざまの問題など、地域生活課題が多様化、複雑化しています。 ・景気の低迷や雇用情勢の改善の遅れ、非正規雇用の増加などにより、生活困窮に陥ってしまうリスクが高まっており、生活保護率も高止まりが続いています。 					
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次地域福祉計画（計画期間：H30～H35）の基本理念である「ともに支えあひ 健康でいきいきと生活できる 安心の地域社会の実現」に向け、すべての人が住みなれた地域で安心していきいきと暮らしていける地域社会を目指します。 ・貧困の連鎖や固定化を招かないよう、稼働意欲や能力がありながら働く場が得られない方への就労支援や、生活保護世帯の子どもへの学習支援を行います。 					
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施 (1) 就労準備支援事業の実施 (2) 家計改善支援事業の実施 (3) 子どもの学習支援事業の実施	(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年	(1) 生活保護受給者、生活困窮者の15名に実施。 (2) 生活困窮者の15名に「家計再生プラン」を作成し実施。 (3) 生活保護受給世帯、生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生、5名に対し実施。	(1) 生活保護受給者2名、生活困窮者18名に実施。 (2) 生活困窮者の8名に「家計再生プラン」を作成し実施。 (3) 生活保護受給世帯3名（小6 2名、中3 1名）、生活困窮世帯3名（小5 1名、中2 1名、中3 1名）に対し実施	(1) 生活保護受給者3名、生活困窮者19名に実施。 (2) 生活困窮者の19名に「家計再生プラン」を作成し実施。 (3) 生活保護受給世帯3名（小6 2名、中3 1名）、生活困窮世帯4名（小4 1名、小5 1名、中2 1名、中3 1名）の合計7名に対し実施。中学3年生2名は、高校進学となった。	
②	適切な生活保護の実施と制度の運用 (1) 就労自立給付金等の活用による就労自立 (2) 看護師の同行訪問等により特定健診の受診を促す (3) 後発医薬品の使用促進 (4) 生活保護費返還金の滞納者数及び滞納額の縮減 ・収入申告書提出の指導徹底による新規対象者の発生抑制 ・未納者及び分納不履行者への催告書の送付	(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年 (4) 通年	(1) 就労による自立ケース15件 (2) 被保護者30人以上の受診 (3) 使用割合85%以上 ※国目標80% (4) 現年度分：収納率55%以上	(1) 就労による自立ケース 6件（達成率 40%） (2) 被保護者 20名受診（達成率 66%） (3) 使用割合 89.8%（達成率 105%） (4) 現年度分：収納率32%	(1) 就労による自立ケース 12件（達成率 80%） (2) 被保護者 35名受診（達成率 116%） (3) 使用割合 90.7%（達成率 112%） (4) 現年度分収納率 58.5%（達成率 106%）	
③	ひきこもり状態にある方や家族への支援策の検討 (1) ひきこもりの実態状況の把握方法の検討 (2) 各相談窓口で得られた情報に基づく関係課や関係機関との支援体制の整備	(1) 通年 (2) 通年	(1) 先進事例を参考に実態把握方法の検討 (2) 各相談窓口で得られた情報に基づき関係課や関係機関で連携した支援ができるよう支援体制の整備	(1) 先進事例の実態把握方法を検討中 (2) 支援体制の整備方法を検討中	(1) 先進事例の実態把握方法を検討中 (2) 支援体制の整備方法を検討中	
④						
⑤						
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 生活保護や生活困窮から脱却したいという意欲を持つ方が自立した生活を送ることができるよう支援を行う。			○取組による効果・残された課題 生活困窮者自立支援法及び生活保護法に関する目標については、概ね数値目標を超える成果を得ることができた。 ひきこもり支援に関する検討については、十分な成果を得ることができなかったため、次年度以降の課題としたい。		